

## 電源開発（株） 高圧電線路貸付け区域見直しについて

### 1 概略

#### (1) 経過

昭和 33 年より特別架空送電敷として電源開発（株）に貸付している区域について、送電線に接近する立木が散見され離隔距離確保の必要から区域の見直しによる拡張を要望されたものである。

なお、本件については電気事業法に基づく取扱いであり、土地収用法第 3 条における公共事業に該当することから、局内照会及びこれまでの保護林管理委員会でのご意見等を踏まえ、希少動植物や環境への配慮と取扱いについて指導し対応。

#### (2) 場所：福島県南会津郡只見町字柴倉国有林 1 1 3 3 林班む小班外

#### (3) 関係法令等

- ・会津山地緑の回廊
- ・水源かん養保安林・県立公園普通地域・鳥獣保護区普通地域・只見ユネスコエコパーク（バッファ）・普通共用林

#### (4) 区域内訳

現契約 A 貸付地 39,814m<sup>2</sup> B 貸付地 46,019m<sup>2</sup>

追加 A 貸付地 13,908m<sup>2</sup> B 貸付地 -3,887m<sup>2</sup>

変更後 A 貸付地 53,772m<sup>2</sup> B 貸付地 72,132m<sup>2</sup>

#### (5) 該当設備関係

線路名：特別架空送電線 田子倉本名線

区間：田子倉電力所（福島県南会津郡只見町）

～東北電力（株）本変電所（福島県大沼郡金山町）

#### (6) その他

豪雪地帯であり、伐採可能期間が 6 月～ 11 月と限られていることから、優先度の高い箇所から順次伐採を行う計画としており、転落防止等の措置を行い流出しないよう処理することとしている。

また、希少野生生物等が確認された場合、発見の際は有識者に報告のうえ指示を仰ぐこととしている。

田子倉本名線 国有林貸付範囲見直し測量及び立木調査  
林小班一覧表

管轄	林班	小班	貸付地		保安林		自然公園		鳥獣保護	砂防指定	緑の回廊	保護林または生物圏保存地域	共用林野	貸付面積増減						伐採数量※		保安林指定施業要件		
			A区域	B区域	指定	所在	指定	地域						A区域			B区域			本数	材積	伐採方法	植栽指定	
														現契約面積	増減面積	変更後面積	現契約面積	増減面積	変更後面積					
会津森林管理署南会津支署 小林森林事務所	1133	に2	○	○	水源かん養	只見町大字寄岩字森止山706番 (只見町大字寄岩字森止山国有林)	—	—	—	—	○	只見ユネスコエコパーク(緩衝地域B)	寄岩	7,298㎡	3,464㎡	10,762㎡	4,781㎡	-1,088㎡	3,693㎡	—	3.46㎡	皆伐 (5ha)	—	
		ほ	○	○	水源かん養	只見町大字寄岩字森止山706番 (只見町大字寄岩字森止山国有林)	—	—	—	—	○	只見ユネスコエコパーク(緩衝地域B)	寄岩	9,411㎡	-1㎡	9,410㎡	15,597㎡	138㎡	15,735㎡	—	—	皆伐 (5ha)	—	
		る	○	○	水源かん養	只見町大字寄岩字柴倉山706番11 (只見町大字寄岩字柴倉山国有林)	—	—	—	—	○	只見ユネスコエコパーク(緩衝地域B)	寄岩	10,570㎡	8,470㎡	19,040㎡	12,675㎡	-2,716㎡	9,959㎡	—	8.47㎡	皆伐 (5ha)	—	
		わ1	○	○	水源かん養	只見町大字寄岩字柴倉山706番11 (只見町大字寄岩字柴倉山国有林)	只見柳津県立自然公園	普通	—	—	○	只見ユネスコエコパーク(緩衝地域B)	蒲生	291㎡	1,206㎡	1,497㎡	3,649㎡	-86㎡	3,563㎡	—	9.29㎡	皆伐 (5ha)	—	
		む	○	○	水源かん養	只見町大字只見字柴倉山2506番イ (只見町大字只見字柴倉山国有林)	只見柳津県立自然公園	普通	—	—	○	只見ユネスコエコパーク(緩衝地域B)	只見	12,244㎡	769㎡	13,013㎡	9,317㎡	-135㎡	9,182㎡	—	3.84㎡	択伐 (30%/30%)	—	
	田子倉本名線No.17～20、No.24～26												1133林班 計			39,814㎡	13,908㎡	53,722㎡	46,019㎡	-3,887㎡	42,132㎡	0本	25.06㎡	
会津森林管理署南会津支署 小林森林事務所管内 計												39,814㎡	13,908㎡	53,722㎡	46,019㎡	-3,887㎡	42,132㎡	0本	25.06㎡					

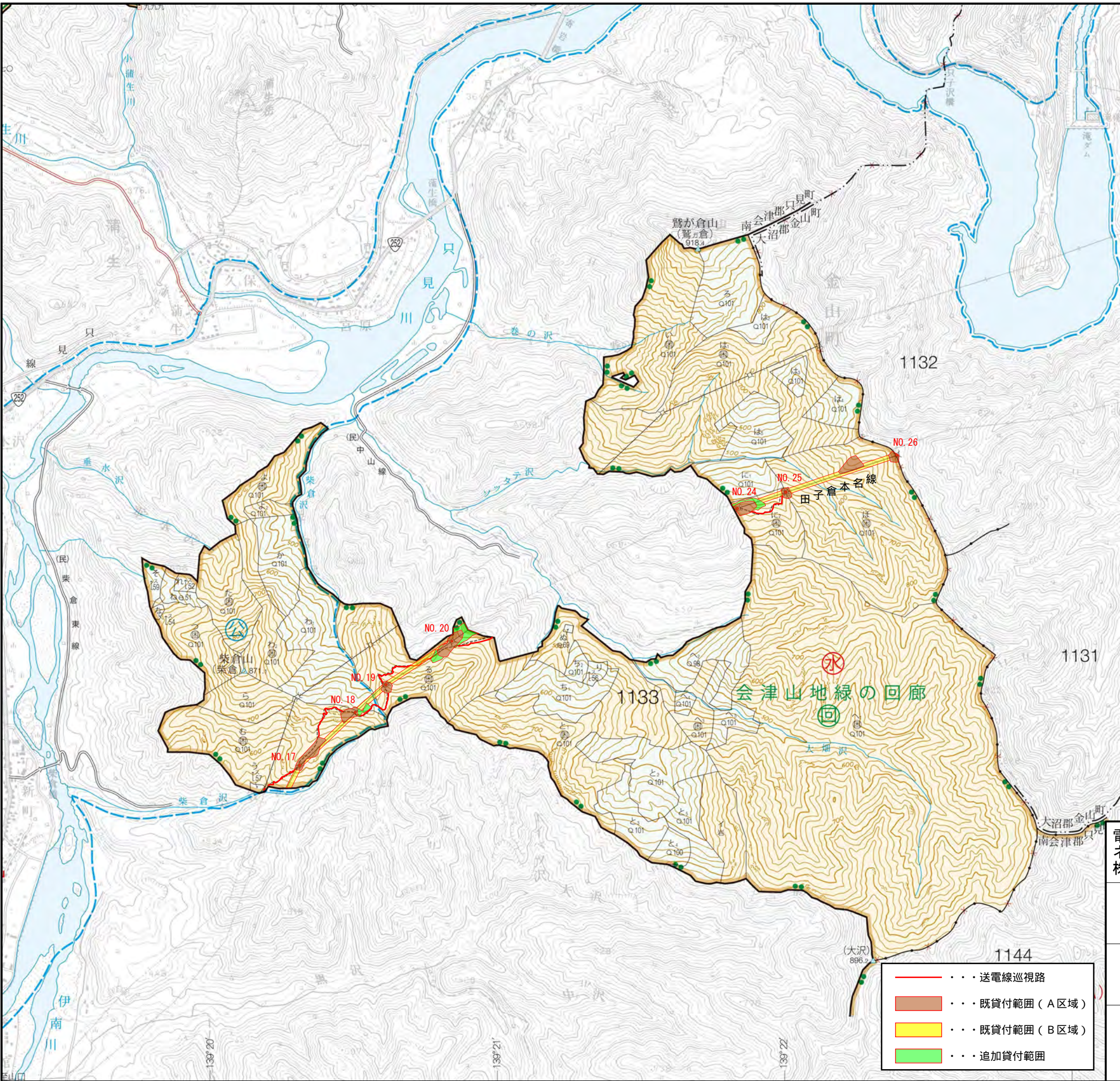
※伐採数量は調査簿より算出



会津森林管理署南会津支署管内

28-24	檜枝岐
28-27	只見
28-28	只見
28-1~28-17	南会津(支計) 管理署計 計画区計

凡		例	
△	基準点	●	保
▽	三角根点	●	森林生
○	空中根点	●	護
□	境界点	●	林木
■	境界点	●	植
—	森林計画区界	●	林
—	森林班界	●	自然
—	小班界	●	レクリ
—	森林管理局界	●	エーシ
—	森林管理署界	●	ン
—	担当区界	●	野
—	自然公園指定地界	●	外
—	特別保護地区界	●	シ
—	第1種特別地域界	●	ョ
—	第2種特別地域界	●	ン
—	第3種特別地域界	●	の
—	保安林区区域界	●	森
—	保護林区区域界	●	その他
—	自然環境保全区域界	●	遺
—	緑の回廊区域界	●	伝
—	レクリエーションの森区域界	●	次
—	鳥獣保護区界	●	代
—	林道等	●	業
—	作業道	●	展
—	歩道	●	試
—	山機	●	保
—	山地災害防止タイプ	●	更
—	水源かん養タイプ	●	新
—	自然維持タイプ	●	ふ
—	森林空間利用タイプ	●	れ
—	快速型	●	社
—	水源かん養保安林	●	会
—	土砂流出防備保安林	●	津
—	土砂崩壊防備保安林	●	山
—	防風保安林	●	地
—	干害防備保安林	●	緑
—	なだれ防止保安林	●	の
—	保健保安林	●	回
—	風致保安林	●	廊
—	20000	●	
—	国	●	
—	特別保護地区	●	
—	第1種特別地域	●	



電源開発送変電ネットワーク株式会社	川越送変電統括事業所	
承認:	位置図	
審査:	田子倉本名線No.16号~No.21号間 No.23号~No.26号間	$S = \frac{1}{20,000}$
製作:	株式会社J-POWERハイテック	種別:
	2021年 2月	図面番号 1枚の内 1号図

- 送電線巡視路
- 既貸付範囲 (A区域)
- 既貸付範囲 (B区域)
- 追加貸付範囲



①

田子倉本名線  
No.17

(No.18から撮影)



②

田子倉本名線  
No.18

(No.19から撮影)



③

田子倉本名線  
No.19

(No.18から撮影)

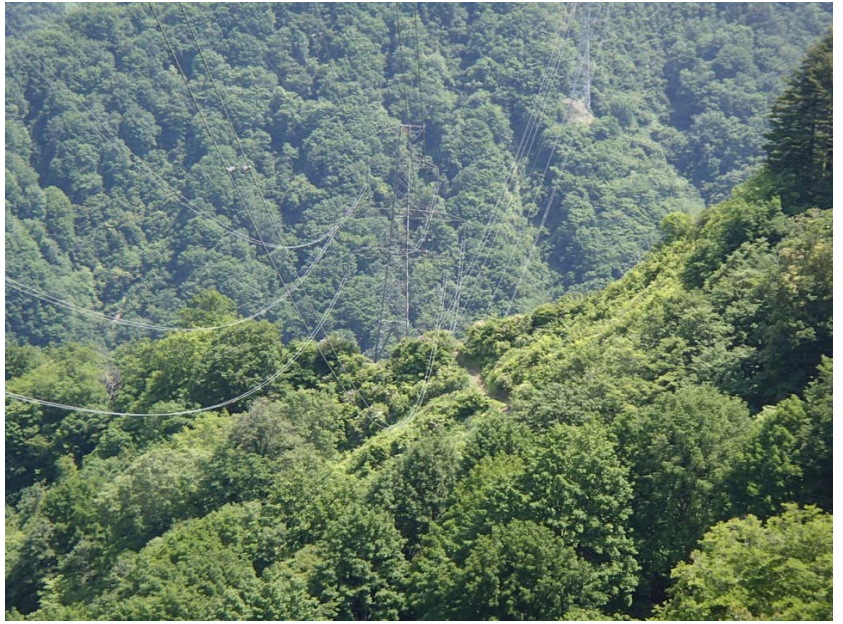




④

田子倉本名線  
No.20

(No.19から撮影)



⑤

田子倉本名線  
No.20～21方向



⑥

田子倉本名線  
No.24

(No.25から撮影)

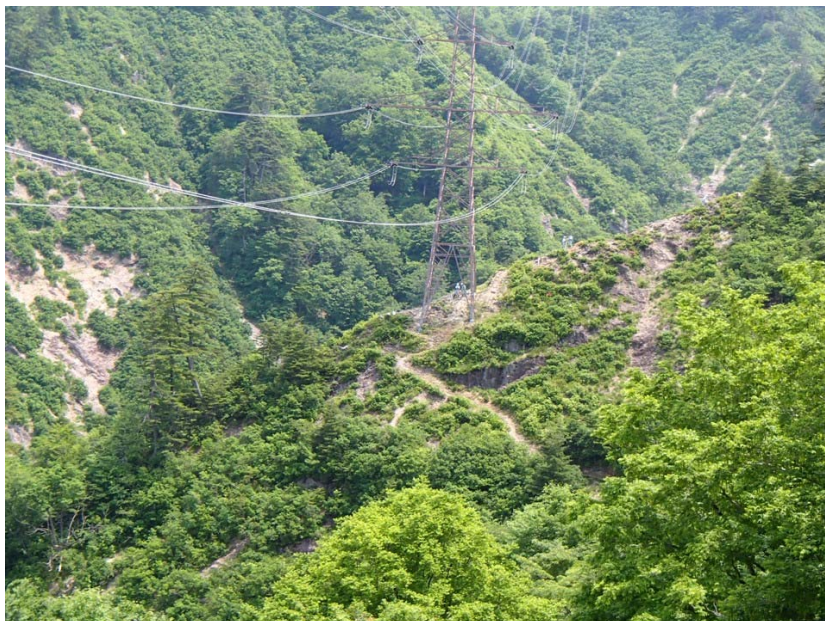




⑦

田子倉本名線  
No.25

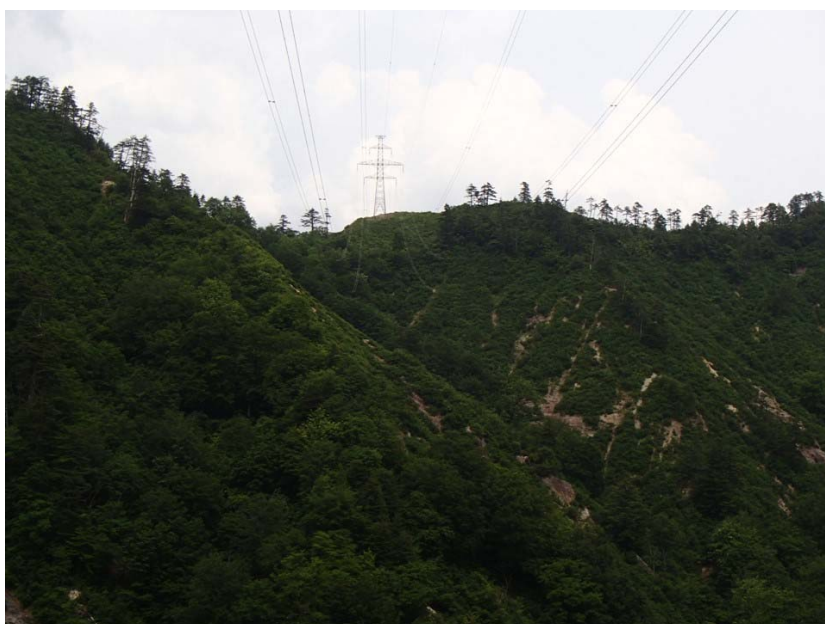
(No.24から撮影)



⑧

田子倉本名線  
No.25～26方向

(No.25～26中尾根)



⑨

田子倉本名線  
No.26

(No.25から撮影)



## 令和 3 年度 関東森林管理局保護林管理委員会報告事項

### 1 案件

令和 2 年度に概要説明した「尾瀬国立公園内沼山峠修景伐採要望について」

### 2 内容

令和 2 年度の本委員会で概要を説明させて頂いた檜枝岐村からの要望に基づいた尾瀬国立公園内の沼山峠からの眺望確保のための修景伐採。

※別添令和 2 年度資料「尾瀬国立公園内沼山峠修景伐採要望について」参照

### 3 令和 2 年度保護林管理委員会以降の経過

R2.10.23 令和 2 年度保護林管理委員会

R3. 3. 3 会津沼田街道魅力向上推進プラン第 2 回自然資源ワーキング開催

R3. 3. 17 第 19 回尾瀬国立公園協議会 (Web 開催)

環境省から尾瀬国立公園管理運営計画 (素案) を議事として説明 (詳細な部分での意見討論がされたが修正等は無し)

R3. 8.11 尾瀬国立公園管理運営計画 (素案) に対する関係機関等への意見聴取

R3.8.26 檜枝岐村長から会津森林管理署南会津支署長あて修景伐採に係る事業計画書提出 (検討を要する点等について確認・調整中)

R3. 10 月上旬 檜枝岐村から会津森林管理署南会津支署あてに国有林内立木伐採願い等提出 (内容等については確認・調整中)

R3. 10 以降 尾瀬国立公園管理運営計画 (素案) のパブリックコメント開始予定。

### 4 今後の対応について

尾瀬国立公園管理運営計画書 (素案) には、「3. 整合を取るべき地域の各種計画 (P21)」の一つに会津沼田街道魅力向上推進プランが記載され、「4. 地点ごとの利用方針 (3) 利用施設ごとの取扱方針 2) 道路 ②歩道」の赤法華鳩待峠線の取扱方針 (P59) には、「(前略) 沼山峠展望施設においては、視点と視対象との関係性を考慮した上で、通景の確保のため、展望ベンチ等の改修や必要最小限の範囲内で抜き伐り等を検討する。」と記載されている。

尾瀬国立公園管理運営計画がパブリックコメントを経て素案どおり作成され、檜枝岐村から改めて修景伐採の要望がなされれば、本庁にも上申の上、保護林管